

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第13号

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

第1条 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出義務者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(9) (略)</u></p> <p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項の規定により、<u>企業長が必要と認めるときは、前項の申込みの際、利害関係人の同意書、工事申込者の誓約書、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(届出義務者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者</u></p> <p><u>(4)～(10) (略)</u></p> <p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項の規定により、<u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書</u></p> <p><u>(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書</u></p> <p><u>(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書</u></p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</u></p>

(料金)

第19条 (略)

(特別な場合における料金の算定)

第22条 (略)

2・3 (略)

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例第34条第1項の規定による概算料金の前納は、給水装置の新設、改造及び増設の工事に伴い、一時的に給水装置を使用する場合に行わなければならない。ただし、他の給水装置を使用して当該工事を施行できる場合はこの限りでない。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

第24条 前条の概算料金の額は、100,000円とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

(料金)

第19条 (略)

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	公共用又は臨時用の用途以外の用に供するもの
公共用	国又は地方公共団体の用に供するもの
臨時用	工事の施工、臨時的事業その他一時的に使用するもの

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(特別な場合における料金の算定)

第22条 (略)

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途による。

3・4 (略)

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例第34条の規定による概算料金の前納は、給水装置の新設、改造及び増設の工事(以下「給水装置の新設等の工事」という。)に伴い、一時的に給水装置を使用する場合に行わなければならない。ただし、他の給水装置を使用して当該工事を施行できる場合はこの限りでない。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

第24条 前条の概算料金の額は、給水装置の新設等の工事をする建物の総床面積に条例別表第1第6項の臨時用の料金を乗じて得た額とする。

2 前項以外の場合については、使用予定期間1月につき60,000円とする。

<p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 水槽の掃除を<u>毎年1回以上</u>、定期に行うこと。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、<u>毎年1回以上</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>	<p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 水槽の掃除を<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>
--	--

第2条 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第19条 <u>条例第26条第3項各号列記以外の部分</u>の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第19条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金（この条例の施行の日前から継続して給水をしている場合に限る。）は、この規程による改正後の豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。